

## 訓練日等について

### 訓練日について

- (1) 訓練すべき日 ※日割計算の分母に使用  
設定した訓練期間ごとに、教育訓練機関が定める休日（以下参照）を差し引いた日数。

「教育訓練機関が定める休日」とは、原則として次の休日とする。

- イ 土曜日、日曜日、国民の祝日（振替え休日を含む）
- ロ 定期的な休校日（週1日程度、月5日まで）
- ハ お盆休み等、夏季の休校日（8月13日から15日を中心とした期間）
- ニ 年末年始の休校日（12月29日から1月3日を中心とした期間）
- ホ 創立記念日に係る休校日等

- (2) 訓練設定日  
訓練すべき日のうち、訓練終了日までに訓練を設定した日。
- (3) 訓練実施日（訓練を行った日）  
教育訓練機関が実際に訓練を実施した日。
- (4) 訓練受講日  
当該受講生が実際に訓練を受講した日。

### 訓練時間について

- (1) 訓練設定時間（あらかじめ定められた訓練時間）  
訓練を設定した時間。
- (2) 訓練実施時間（訓練を行った時間）  
教育訓練機関が実際に訓練を実施した時間。
- (3) 訓練受講時間  
当該受講生が実際に訓練を受講した時間。